

第2章 特集1「八王子市みどりの基本計画」

～自然とまちと人を結ぶ「みどりの環境調和都市」～

「みどりの基本計画」は、都市緑地法第4条に基づく「緑地の適正な保全や緑化の推進に関する基本計画」で、みどりに関わる事項を総合的に取りまとめています。

これまで本市では、平成22年に策定したみどりの基本計画に則り、緑地の公有化等による計画的なみどりの確保や市民協働による公園管理等の取組を推進しました。計画策定から10年が経過する令和2年3月には、都市緑地法の改正やみどりを取り巻く状況、市民ニーズの変化等に対応するため計画の改定を行いました。

なお、本計画での「みどり」は、樹林地、草地、公園、農地、水辺地等とそれらが一体となって構成されている「自然的空間」と定義しています。

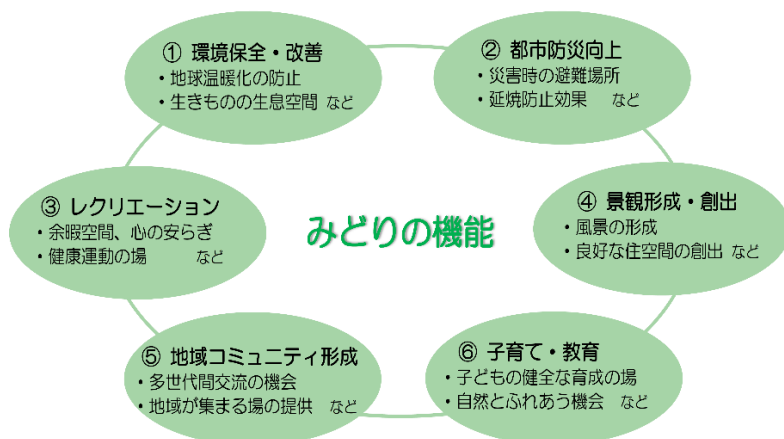


1 みどりの機能

本計画では、これからの社会情勢や国の方針等を鑑み、みどりの機能を重視しています。

みどりには大気浄化や二酸化炭素吸収等の直接的な機能に加え、社会生活と深い関わり合いの中で形成される間接的な機能等、多面的で複合的な機能を多く有しています。

これらの機能は私たちや生き物の生活・生存の基盤となるだけでなく、生活の質（QOL：Quality Of Life）の向上や都市の魅力向上等、まちづくりにも欠かせない要素であるため、このみどりの機能を上手く引き出し、活用することが重要です。



2 将来像と基本方針

本計画では、みどりの将来像を「自然とまちと人を結ぶ『みどりの環境調和都市』」と定め、日ごろからみどりとふれあうことができる、自然と暮らしが調和したまちをめざしています。また、この将来像実現のため、以下の3つの基本方針を定めました。



まちの魅力向上や安全で快適な暮らしのため、みどりの活用を推進します。



本市特有の豊かなみどりを将来に継承するため、みどりの保全を推進します。



活用・保全のための幅広い主体との連携や子どものための環境教育を推進します。

3 施策の展開

本計画では、みどりの将来像実現のため、3つの基本方針の下に、取り組むべき10の施策方針や個別施策を設けています。また、計画を先導する施策として、特に重点的に取り組むべき施策を「リーディング・プロジェクト」として設定しました。

リーディング・プロジェクト

まちの核となる新たな集いの拠点づくり

まとまったみどりが少ない中央地域に、公園、ミュージアム、ライブラリ、交流スペースが一体となった集いの拠点の整備を行い、まちの価値向上をめざします。



用地鳥瞰図及び利用イメージ

みどりによる魅せる空間づくり

今まで培ってきた市民との協働事業である花壇づくりを継続・発展させ、花によるまちなかの景観形成や地域コミュニティの醸成をめざします。



専門家の指導による花壇づくり

上川の里特別緑地保全地区の維持と活用

良好な里山環境を保全してきた上川の里を維持するとともに、地域住民やNPO、事業者との協働による活用により、里山の保全活用のモデルとなる場をめざします。



貴重な里山環境が残る上川の里

子どもにみどりの価値を継承する取組の推進

次世代を担う子どもに、環境教育等のみどりの大切さや面白さを知る機会を創出することで、子どもの健全な育成や持続可能な社会のための担い手づくりをめざします。



みどりとふれあう環境学習

さらに、計画では市域を6つに分け、それぞれの地域で取り組むべき方針を設定しました。これらの計画を効果的に推進するために、行政と市民・NPO・事業者・教育機関など多様な主体と連携・協力することとしています。